

生物多様性保全活動の促進に関する検討会（第2回）  
議事要旨

日 時：平成23年2月17日（木）13:00～15:30

場 所：経済産業省別館 825号会議室

出席者：

【検討委員】

石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学・准教授
開発 法子	財団法人日本自然保護協会・事務局長
下村 彰男	東京大学大学院・教授
進士 五十八	東京農業大学・名誉教授／日本学術会議・環境学委員長
高橋 生志雄	神奈川県秦野市・副市長
竹田 純一	東京農業大学・学術研究員／里地ネットワーク・事務局長
土屋 俊幸	東京農工大学大学院・教授
浜本 奈鼓	特定非営利活動法人くすの木自然館・専務理事
広田 純一	岩手大学・教授
森本 幸裕	京都大学大学院・教授

（以上、敬称略）

【関係機関】

環 境 省（自然環境局総務課、自然環境計画課、国立公園課）  
農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室、林野庁森林整備部計画課）  
国土交通省（総合政策局環境政策課、都市・地域政策局公園緑地・景観課緑地環境室）

【その他関係者】

川崎市建設緑政局緑政部緑政課  
千葉県山武市経済環境部農林水産課バイオマス推進室

【事務局】

パンフィックコンサルタンツ株式会社

議 題：

- （1）地域における生物多様性保全活動について
- （2）地域連携保全活動の促進に関する基本方針（骨子案）について
- （3）その他

<資料>

資料1－1：生物多様性保全に関する取組（川崎市）  
資料1－2：生物多様性保全に関する取組（千葉県山武市）  
資料2－1：生物多様性保全活動促進法に関する説明会・意見交換会の結果概要  
（中間報告）  
資料2－2：地域における生物多様性保全活動

資料 2 - 3 : 第 1 回検討会及び意見交換会における意見等のまとめ

資料 3 : 地域連携保全活動の促進に関する基本方針（骨子案）について

参考資料 : 生物多様性保全活動の促進に関する検討会（第 1 回）議事要旨

◇議題 1 : 地域における生物多様性保全活動について

・資料説明 : 資料 1 - 1 「生物多様性保全に関する取組」（川崎市）

資料 1 - 2 「生物多様性保全に関する取組」（千葉県山武市）

< 質疑 >

○資料 1 - 1 について

土屋委員 :

・川崎市は、東京都町田市や横浜市と隣接しているが、行政区界をまたいで残されている緑地について、市間や東京都・神奈川県で連携した取組をされているか。または検討をされているか。

川崎市 :

・連携した取組を行っている。八王子市から三浦市まで、13 市町で構成される多摩・三浦丘陵広域連携会議（事務局：川崎市）があり、市町間の緑地の繋がりについて、勉強会や情報交換を行っている。活動を始めて 5 年目になるが、最近では、川崎市の小沢城址特別緑地保全地区と尾根をはさんで反対側にある稲城市の緑地が、東京都の自然環境保全地域に指定されるなどの成果が出てきている。市町間の緑地の繋がりに関する共通認識はかなり高まってきていると思う。

下村委員 :

・緑地保全の実績のグラフでは、特別緑地保全地区のみが増えているが、緑地保全協定などその他の部分も増えて良いのではという印象がある。

川崎市 :

・川崎市としては緑地保全協定及び特別緑地保全地区の 2 つの緑地保全策を増やしていこうという考え方を持っている。特別緑地保全地区にはかなり厳しい制限がかけられていることから、すぐに指定に同意を得ることは困難がある。そのため、まず緑地保全協定を結び、特別緑地保全地区に移行することについての合意が得られた段階で、特別緑地保全地区へ移行していくという形を取っている。そのため、（特別緑地保全地区だけが経年的に増加しているように見えるが、実際は）新たに保全協定を結びながら、そのなかから特別緑地保全地区に移行しているのである。

広田委員 :

・川崎市では、住民参加型のワークショップを通じた計画策定を進めているが、このような計画策定に際して、生物の専門家からチェックを受ける仕組みなどはあるか。

川崎市 :

・緑地の数も計画も増えてきており、なかなか難しいが、来年度からモニタリングの実施を検討中である。市民の活動が始まって 10 年経つ緑地があるが、活動が進むにしたがって、当初の保全管理計画の成果を検証することが必要となってきた。そのため、来年度から、再生された緑地について生物多様性という視点で、これまでの実施状況についてモニタリングを検討している。その際には、かわさき緑レンジャーの他、東京農

業大学や玉川大学、明治大学の先生方のご意見も伺いながら、ご助言いただくことを考えている。

開発委員：

- ・ワークショップを実施する際のコーディネートや、様々な関係者との意見調整を行う場づくり等は、市役所の担当者が業務として行っているのか。これから基本方針を考える際の大事なポイントとなるのでお聞きしたい。また、コーディネーターの資質が大変重要であるが、そのような資質は、職員の方はある程度身につけられているのか。
- ・突発的な課題に対して地区で集まって検討するような時に、連絡、会場設営等の事務局経費の予算はどうしているのか。

川崎市：

- ・コーディネーターは市の職員である。緑政課の職員は造園や林学等を学んだ技術系であり、それぞれ経験に応じて対応している。また、川崎市にはかわさき緑レンジャーという制度があり、市の職員とレンジャーと一緒にワークショップに参加することで、緑レンジャーの育成・スキルアップを図っている。将来的には、レンジャーがコーディネーターの主体となることを期待している。
- ・予算については、保全管理計画の策定などの市民協働で行うものについては、川崎市緑化基金を活用している。計画策定後の活動費についても、全て基金から助成をされている。

川崎市：

- ・この法律はとても有意義なものであると思う。
- ・川崎市の大きな課題としては、先ほども出たが予算の問題がある。これから増えてくる里山ボランティアや市民活動に対して、どのように予算を割り振るのかということが、かなり大きな課題になるだろう。川崎市には、現在 30 以上の活動団体（里山系）があるか、市の緑地保全地区をこれから 200,300 h a と増やしていく予定がある中、それに伴って市民活動団体が増えてくれば、基金のみでの対応は困難になってくると考える。
- ・コーディネーターの役割を担う人材の育成も課題である。

○資料 1 - 2 について

一ノ瀬委員：

- ・山武市で取り組まれているバイオマスタウン構想や新エネルギービジョンなどは、他の中山間地域でも取り組まれているところではあるが、なかなか生物多様性と繋がっていないという現状がある。山武市の場合は、どのように生物多様性と繋げたのか、その経緯を教えていただきたい。

山武市：

- ・山武市の取組は、森林の再生を主眼にしたものから始まったという経緯があり、環境に関心を持った企業や地元の NPO 等の活動のフィールドとして、森林というものが比較的容易に繋がった。活動内容については、必ずしも方向性を定めずに、様々な面から取り組んでいけばよいだろうと考え、そこから広がってきた。

進士座長：

- ・ワタミとの連携は、千葉県の里山条例による協定を結んだとあるが、県が紹介して繋いだのか、それとも山武市の中に NPO や積極的な人がいて進んだのか、そういう点を教

えていただきたい。

山武市：

- ・ワタミの農場が市内にあり、その近くには森林も沢山ある。その森林で活動されている方と地元で精通したワタミ従業員とが繋がりを持っていて、その方々が中心となり、県・市と一緒に協定を結ぶという動きが始まっていったという状況である。

進士座長：

- ・きっかけは市内の活動家とワタミ農場であって、県や市は、里山条例という制度的な担保をしているということか。

山武市：

- ・その通り。

進士座長：

- ・市役所の中では、そのような活動もバイオマス推進室で扱っているのか。

山武市：

- ・その通り。山武市では、バイオマス推進室が里山活動や林業全般を担当している。

竹田委員：

- ・今回の事例は、ワタミの意識が非常に高く、ワタミ農場の中で、生物多様性も含めて出来ること何でも検討しようという状況があった。一方で、山武市も合併前の旧山武町るときから、生物多様性や有機農業のベースが非常にしっかりしていた。そのため、両者が比較的容易に、生物多様性というキーワードで繋がることのできたという印象がある。

進士座長：

- ・山武杉の本質はまっすぐな材である。病気の木ならペレットにしても良いが、木材としての使用改革のようなことは取り組んでいるか。

山武市：

- ・家具利用や、市内産の木材で家を建築した場合に、市から補助を出すような制度を作って、利用の促進に務めている。

進士座長：

- ・きっかけは山武杉なら山武杉で良い。しかし、実業をしっかりやった上で生物多様性に取り組まないと、実業がおろそかになってしまい、結局元も子もなくなるという構図があると思う。実業もしっかりやっておいてほしい。

下村委員：

- ・推進協議会や図の中に、林業系の関係者の記載がないが、協議会には入っていないのか。例えば、山武で培われてきた様々な林業の技術を継承するといった取組は進んでいないのか。その観点が加われば、美しい構図になると思う。

山武市：

- ・山の方には未だ手が回らず、技術の継承などの検討まではできていない。

土屋委員：

- ・以前、千葉県全体のビジョンに関わった際、森林の多いところには市民団体がいない、市民団体の多い所には限られた森林しかない、そういうアンバランスがあるという話を聞いた。山武市の場合は、市内や市外からボランティア団体等は入ってきているのか、又は入る可能性があるのか。

山武市：

- ・現在は、里山関係で活動しているNPOが4～5団体ある。それほど大きな団体ではないが、荒れた山を整備するなどの活動をしている。山武市は、海も平野も山もあるといった地域性もあり、市全体として活動している大きな団体はないが、特に山の方で多少盛り上がってきている状況である。

竹田委員：

- ・山武市の市民活動は20年程前から知っているが、小規模ではあるものの、それぞれが非常にしっかりしたものである。そのため、例えばワタミの活動が生物多様性と結びつくような仕組みづくりや、行政との連携をコーディネートすると、今までの活動が一気に広がるという印象である。そのため、今年度の里なび研修会は山武市で行った。うまく流れを作っていけば、活動が一段と進むと思う。

山武市：

- ・山武市としても、業なりNPOなどと連携して、里山の活動を活発にしていければと考えている。

#### ◇議題2：地域連携保全活動の促進に関する基本方針（骨子案）について

・資料説明：

資料2-1 「生物多様性保全活動促進法に関する説明会・意見交換会の結果概要（中間報告）」（環境省）

資料2-2 「地域における生物多様性保全活動」（環境省）

資料2-3 「第1回検討会及び意見交換会における意見等のまとめ」（環境省）

#### <意見交換会の感想>

石原委員：

- ・大阪の意見交換会に出席したが、企業の方の出席が思ったより多かった。生物多様性のためにどのように取り組めばよいか分からない企業に対しては、生物多様性との関わり方をある程度具体的に示すことが重要である。また、関心を持っている企業が多いということを前提にすると、NPO等からも企業に対して積極的にアプローチをすれば、連携は一層進むのではないかと。

進士座長

- ・経団連が実施した「生き物にぎわい企業活動コンクール」では、面白いものが多くあった。水質が向上したら、金利を上げる信用金庫の発想などは本当に素晴らしい、そのような取組がもっと広がると、企業活動も活発になり環境も良くなるだろう。

石原委員

- ・知恵の絞りようによって、企業にもメリットがある取組は可能である。

一ノ瀬委員：

- ・熊本と名古屋に参加した。それぞれ非常に対照的で、名古屋はCOP10が開催されたためか市民も企業も非常に意識が高く、質問が多数出て時間が足りないような感じだった。一方、熊本は参加者が少なくほとんどが役所の方というような状況であり、市民活動が活発ではないのではないかと感じた。名古屋では、市民が声を上げているのに市町村が振り向いてくれないといった意見があり、これは考えなければならない課題ではある

が、その声を上げる人すらいないとどうなってしまうのか。基本方針での対応は無理かもしれないが、大きな課題だと感じた。

- ・市町村が普段行っていることを、どのように生物多様性につなげるかが重要であると感じた。そのためには、コーディネーターが必要であり、法の支援センターが非常に重要な役割を果たすだろう。
- ・意見交換会の中で、専門家を紹介してほしいという話もあった。大学や博物館の役割は非常に大きいと思う。
- ・複数の地方公共団体にまたがって活動を行っているが、市町村間にかなりの温度差があり、それはどうにかならないのかというような声もあった。そのような際には、市町村間の調整が必要であり、その役割は都道府県に期待されるのではないかと感じた。

進士座長：

- ・各地の優良事例を見ても、地方の大学が非常に頑張っている。大学は研究だけをしているのではなくて、保全活動のコーディネーターとしての役割などを通じて、社会貢献や地域貢献を行うという流れができつつある。これは大事なポイントである。

開発委員：

- ・東京会場には能登のNPOの若い参加者から、NPOの役割はなにかという質問があった。NPOにはやる気や能力、資質があり、活動についても自由に動けるような良い面を多く持っているので、基本方針にはNPOの役割を明記し、NPOとの連携の重要性を記載できるとよいと思う。
- ・企業の関わり方に関する質問が出たときに、同席された審議官が、人的・財政的な支援だけではなく、企業が保有している専門的な技術を提供することも大事だということ述べていた。例えば、ホテルに影響のない電灯の製作しているような会社もある。また、自然保護協会がマッチングをした例として、茨城県に工場のある企業が地域に貢献したい、本業が水に関わるので水の保全に関する取組を行いたいという要望があり、地元のため池の保全活動とのマッチングをした例もある。技術的な協力や地域につながる活動について、多くの例を示すことができれば、企業の参加が進むと思う。

下村委員：

- ・札幌会場では、自分たちの暮らしや農林業関係との関わり、それぞれ主体の役割はなにかといった質問が多く、まだ十分に理解が進んでいないという印象を受けた。それぞれの主体の役割について、きちんと示すことが重要である。
- ・東京会場は企業の参加が多く、少し驚いた。保全活動の財源を企業に求めすぎるのもよくないとは思いますが、活動の持続性の確保という観点から、企業との連携が非常に重要だと感じた。また、地域の事務局機能についても、持続性の観点からは重要である。

高橋委員：

- ・資料2-3には欠落しているかなと思うのですが、実務に携わる市町村のレベルで必要なものは予算である。神奈川県の場合には、幸いなことに県が水源環境税を創設し、市町村にそれなりの予算を配っているが。
- ・今回のような施策をどの部署が担当するのかという点も、大きな問題と感じる。

竹田委員：

- ・那覇会場では、東京のNGOや研究者が参加されていて、沖縄の地域性を感じた。また離島を含め沖縄全域から参加があった。

- ・地方公共団体からの参加者はおとなしかった。その一方で、会終了後に5つの市民活動団体と話をしたが、彼らの意識は非常に高く、意志も明確だった。
- ・全体の感想としては、企業を巻き込むことが大事だなと思う。企業は、自分の企業と生物多様性の関係をどう説明したらいいのか、その活動が社会貢献としてどのような価値があるのかということに疑問を抱いている。そのため、企業を巻き込む際には、大学や研究者などが入って、初期段階から企業の関わり方をきちんとコーディネートすることが重要であると思う。初期段階でその企業の専門性を活かした活動を提案することができれば、その後の連携が円滑に進むのではないか。

土屋委員：

- ・名古屋で視察した事例で、ため池の保全活動に森林ボランティアの団体が関わっている構造が興味深かった。一般的には、森林ボランティアとため池は関係ないと思ってしまうが、機会や情報などがあれば、活動とあまり関わりが深くない者とも連携することができるのだろうと感じた。
- ・環境省、農林水産省、国土交通省の間のコミュニケーション・情報交換も必要と感じた。

森本委員：

- ・都道府県の生物多様性地域戦略を作成する過程で、地域連携保全活動計画が大変役に立つ、そういう視点も明確にすると良いと感じた。

・資料説明：

資料3「地域連携保全活動の促進に関する基本方針（骨子案）について」（環境省）

<質疑>

石原委員：

- ・地域連携保全活動の促進の意義には、持続可能な利用の観点も入れておくべきではないか。また、生物多様性に配慮した営農活動とあるが、企業の立場からすると、そのような活動によって得られた収穫物の市場価値が向上するといった観点もあるので、どこかで触れておくべきではないか。
- ・地域連携保全活動の促進の方向性に、「市町村が中心となり」の記述があるが、市町村にすべての責任を負わせているような印象を受ける。また、「企業との連携によって内容の充実が図られる、その幅が広がる」の記述もあるが、非常に抽象的なのもう少し検討を要すると思う。結論としては、第2章で各主体の役割で示せばよいのではないか。ここでは、多様な主体の連携を書いておけば十分で、市町村と企業だけを取り出す意義はないと考える。
- ・キーワードとして、「地域の特性に応じた」、「科学的知見に基づいた」は非常に良い。
- ・企業の役割の箇所について、企業の他に農林漁業者を加えるという考え方もあるし、生物多様性基本法にあわせて事業者とするなど、もう少し整理が必要だと思う。
- ・地域連携保全活動協議会の構成員の例示として、企業を明記すべきではないか。計画作成段階から企業を巻き込んでいただいた方がよいと思う。
- ・里地里山では耕作放棄田の問題があり、企業の中にはその復田に取り組もうとしているところもある。しかし様々な制約があり、企業が簡単に農業を営むことはできない。今後、規制緩和とか考えていただかないと、企業のやる気をそいでしまうと思う。

一ノ瀬委員：

- ・第1章の促進の意義又は他の箇所、できれば国家戦略や地域戦略との関係性について触れておいた方がよい。
- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方として、「その過程の公正性及び透明性を確保することが望ましいこと」という部分、最後が「望ましい」となっているが、義務として書くことができないか。昨今の地方主権の観点からは難しいかもしれないが。
- ・活動の適正性について、どのように確認・担保するのかということを示しておくべきである。良かれと思って活動しているが、結果として生物多様性に悪影響を及ぼしてしまうといったことが起こりかねないと思う。ただ、そこをあまり厳しくすると、活動が動かなくなるという問題もあるので非常に悩ましいところではあるが。

開発委員：

- ・農林水産業の営農活動に関する活動は例として出ているのだが、国土交通省に関するものは出ていない。保全型の土地利用や土木事業のような活動も示すことができればと思う。
- ・地域連携保全活動の促進の意義の箇所に「地域の多様な主体が連携して行う、希少な野生動植物の保護や生態系に被害を及ぼす外来種の防除」とあるが、相変わらず開発による生態系破壊が大きいので、「希少な野生動植物や生態系の保護」とするなど、生態系の保護の観点も追加してほしい。
- ・地域連携保全活動の促進のための施策の箇所は、できる限り具体的に書いてほしい。例えば、活動を行う上での課題を把握し、関係者に助言するといった仕組みを、国レベル、地方公共団体レベルで設けておく必要があるのではないかと思う。
- ・市民団体からの提案が市町村に受け入れられなかった場合の対応などについて、事例収集などを通じて実態を把握し、5年後の法律の点検のときに改善できるような対応が必要である。

下村委員：

- ・地域連携保全活動の促進の意義のところ、歴史や文化に関する記述がほしい。
- ・可能であれば、再生するまでに必要な期間（中・長期）と具体的な活動を行う期間（短期）に書き分けるようにしてはどうか。
- ・人材育成や財源の確保、地域連携保全活動支援センターの位置付けについて、可能な範囲で示しておくことが必要だと思う。

進士座長：

- ・骨子案中に「自然的・社会的条件」があり、歴史や文化は「社会的条件」に含まれるものである。素案を作成するには、ご指摘のとおりそれらを明示するのがよい。

土屋委員

- ・提案規定は、非常に重要なものだと思う。この規程がうまく機能するためには、市町村がどれだけ前向きかということにかかっている。市町村の対応が前向きになされるよう、素案の書きぶりを工夫すべきである。
- ・生物多様性を考えるときには、当然、行政区域を越えるということがある。既に行政区域をまたがる活動もあるが、地方公共団体によって温度差があるようで、その連携という点も非常に重要なものとして強調すべきだと思う。

- ・計画の見直しの際のレビューに関する事項を明記しておくべき。
- ・科学的な知見の担保という観点から、知床遺産地域の科学委員会のような、外部委員会を設置することも重要ではないか。
- ・「順応的」と一言で書いてあるが、順応的に対応するために何が必要かということを書きこんど書く必要がある。
- ・地方公共団体の役割について、都道府県と市町村とを分けて記載した方がよい。

浜本委員：

- ・活動の適正性（質）のチェックについて、誰がその役割を担うのか、どのような体制でチェックするのかといった考え方を記載すべき。記載する箇所は全体の流れにもよるが、例えば進めていこうと思うことが実際にやってみると、生物多様性の保全上よくない方向に向くこともある。
- ・複数の市町村による地域連携保全計画の作成のところで、「生態系としてのまとまり」という記載があるが、例えば「流域、山域」などの具体例を挙げた方がよいと思う。
- ・「ニーズのマッチング」という言葉に違和感を覚える。できる限りわかりやすい日本語に直してほしい。

進士座長：

- ・5 ページの第3章1の最後に、地域連携保全活動計画の見直しと書いてある。実際に実施して経時的に評価して見直すというのは、ここに含まれるのではないか。この中身について、より具体的に示すことが必要である。
- ・あまり見直しに力を入れすぎると、本来の活動の実施がおろそかになるおそれもある。それぞれの活動の置かれている状況等に応じて、対応していくことになるのだろう。

森本委員：

- ・計画を毎年見直すのはやりすぎだと思うが、土屋委員の発言にもあったように、レビューというのは入れておくべき。例えば、計画を作成する際に、5年後に活動の効果を検証するといったようなことを書いておくという方法もある。
- ・淀川のイタセンパラ、吉野の桜など、何か活動をしようと思ったら、天然記念物や史跡、名勝など文化財保護法の規制が出てくる。活動の円滑な実施を確保するためにも、その辺の関わり方を整理しておく必要があるのではないか。
- ・国の役割について、法律を作るだけではなく、全国的な視点から行う施策などについても、基本方針の国の役割に記載してほしい。
- ・何かを作るな・やるなといった運動は、この法律の対象とするのか、別の制度で対応するのか、その辺りの考え方を整理しておかないといけないと感じた。
- ・土地所有者が不明な場合は、区域が虫食い状態となってしまう。
- ・活動を進める際に、所有者不明の土地の問題というのは必ず出てくるが、地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方の箇所に、「所有者等と十分な調整が必要である」と書かれているが、厳密に解釈したら、区域線すら引けないことになってしまうおそれもある。これは運用で対応することになるかもしれないが、計画区域の線引きは、あいまいさを残すなど柔軟に対応できる工夫が必要ではないか。

進士座長：

- ・計画の見直し間隔については、毎年はうるさいし、5年では長い。では3年かというところもならない。それぞれの状況によって違う。対象地の広さや地域生態系の複雑さで

も異なるし、活動の種類や内容でも異なる。その進行管理を適切に主体的に責任もってやるという、そういうチェックが必要ということであろう。

広田委員

- ・活動の促進の意義のところ、農林水産業に伴う持続的な生産活動は「間接的」に生物多様性の保全につながるというようなとらえ方をされているようだが、持続的な農林水産業は地域連携保全活動になるべきものだと私は思うので、この部分の記述として「間接的」という言葉は使わない方がよいと思う。
- ・学術団体・研究者の役割について、科学的知見に基づく情報提供、助言のみにとどまっているが、研究者が主体的に関わっている実態にかんがみ、マッチングなど主体的な役割を追加すべき。
- ・「計画の作成に当たっての基本的考え方」として、計画は作成することが目的ではなく、活動を実行するためにあるものだというのをきちんと明記してほしい。
- ・地域連携保全活動と農林漁業活動の共生の方向性について、農林業振興や地域活性化の立場からすると、生物多様性の保全は一種のツールで、これを使うと、活性化に非常に使いやすい面が実際にある。そのため、活性化が図られることは確かに重要なのだが、農林業振興や地域活性化にとっても、生物多様性というのは非常に重要な要素で、これを盛り込むことでうまく回っていく部分も多々ある。このあたりをうまく表現してほしい。

進士座長：

- ・本法の最大の意義は、生物多様性基本法が制定され、国家戦略も昔からやっていて、今度は「促進法」ができたというところにある。基本方針は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針であるから、「促進」の観点をきちんと明記してほしい。
- ・基本方針の一つの役割は、生物多様性保全活動を促進することは非常に大事で実施してもらいたい、そのため市町村が中心となって活動を促進する体制を整える、という全体像を国が示すということであろう。
- ・三省共管の法律であり、環境省と農林水産省に関する記述があるのだから、国土交通省についても、土地利用の観点など関係する施策等を示す必要があるのではないかと。
- ・それぞれの主体の関わり方を含め、活動を促進することの意義をきちんと明示すべきである。計画作成の手続き、協議会や支援センター等のシステムだけを論じても、本法の意義など重要なところが伝わらないと思う。
- ・この基本方針が前文をおけるような組み立てなのかはわからないが、一番大本の生物多様性保全活動を促進するのだということを示すなど、基本方針の全体像だけは、ぜひ組み立てから読めるようにしてほしい。
- ・活動を促進するメリットについて、きちんと明記すべき。
- ・市町村を動かすには、この法律の意義や魅力などをうまく表現したパンフレットなどの準備が必要である。
- ・今回の基本方針は、制度解説ではなく、具体的な、関係者の乗りやすい、そういう基本方針としてほしい。

以上